

神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（次条において「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（次条において「日欧協定」という。）その他の国際約束（次条においてこれらを「協定等」という。）の対象となる調達に関係する供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）からの苦情について、平成26年5月2日（神奈川県公報定期第2579号）掲載の政府調達に関する苦情の処理手続に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、また県の機関が行う入札及び契約手続の公正の確保と透明性の向上を図るため、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協定等の対象となる次に掲げるものの調達に関係する供給者からの苦情について、文書で受理し、関係調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、検討の上、関係調達機関に対する提案等を行う。

- (1) 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラム
- (2) 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービスのうち、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス
- (3) 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービスのうち、前号に掲げるもの以外のもの並びに日欧協定の附属書10第2編第B節1(c)における発電、送電又は配電に関連する調達及び同節5(b)に掲げるサービス

2 委員会は、県の機関が行う入札及び契約手続に関して、別に定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について、報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した入札及び契約手続に関し、次の事項について審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札による場合には入札参加資格の設定の理由、経緯等
 - イ 指名競争入札による場合には指名の理由、経緯等
 - ウ 随意契約による場合にはその理由、契約の相手方の選定理由等
- (3) 知事から依頼された入札及び契約手続に係る苦情申立てについて、審議を行い、その結果を知事に報告すること。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されること
がない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(委員会の開催)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第2条第1項又は第2項第3号の事務に関する委員会は、必要に応じて開催する。
- 4 第2条第2項第1号又は第2号の事務に関する委員会は、原則として半期に1回開催する。
(会議の議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(議事録)

第8条 委員会においては、議事録を作成する。

(抽出の委員)

第9条 委員会は、第2条第2項第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。
(意見の具申又は勧告)

第10条 第2条第2項第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した入札及び契約手続に関し不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

(委員の除斥)

第11条 委員は、利害関係を持つと認められる場合には、議事に参加することができない。

(委員会の庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、会計局指導課が処理する。

2 次の各号に掲げる契約の審議等に係る庶務は、当該各号に定める課が処理する。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は同条第 2 項における一般委託契約及び物品売買契約（物品賃貸借契約を含む。） 会計局指導課

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項における工事契約及び工事系委託契約 県土整備局
事業管理部県土整備経理課

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。